静岡県告示第88号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年６月18日から２週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年６月18日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
磐田掛川線	掛川市下俣字寺ヶ谷１番の138から 掛川市結縁字宮下262番の13まで	令和元年６月18日